



安全ニュース【2025年7月号】

(株)スタンダード運輸

(株)茨運 スズ工電機(株)



積荷の危険に気づいていますか？



急いでいると、どうしても忘れがちになるのは「安全確認」ですが、運転中の左右前後の確認だけではなく、**荷物を運んでいる場合は積荷の状態確認にも気を配るよう徹底**をお願いします。

**固縛は大丈夫ですか？その積荷!!
常に積んだら確認を徹底しましょう!!**

以前に長野市道を建材を積んで走行していた4トントラックから崩れ落ちた金属製パイプが、対向車線に飛んで対向車のフロントガラスを突き破って運転していた方の頭に衝突し、運転していた48歳の男性が死亡するという事故が発生しました。



トラックの荷台にはアルミ製パイプ（全長約6m）が複数本積まれており、走行中に一部のパイプが荷台からはみ出し落下しました。**荷台側面の留め具が外れた**とみられています。荷物の固縛・固定がしっかりしていないと荷台から飛び出すだけでなく、ワゴン車やライトバンなどでは、後部の荷台に積んだ荷物が急ブレーキ時の反動で前に飛んできて、運転者、同乗者を負傷させたりする場合もあります。**荷物はしっかりと固定されているか、ときどき安全な場所に留まって確認する習慣をつけましょう。**
※かもしれない運転



積荷の不安定な車両とは車間距離をとろう !!



平ボディトラックに積まれている荷物は、固縛方法が不十分であったりすると積荷の一部が落下して、後続車などに当たる事故が少なくはありません。

その為、荷物を積んでいる平ボディトラックの後ろを追従走行する場合は、積荷がきっちり固縛されているか、シートなどがしっかりとかかっているか観察しながら運行する必要があります。



もし積荷の固縛が不十分であったり、シートがけがされていない場合に後ろを追従するのはリスクが高いため、**車線変更**などそのトラックから離れるようにしなければリスクが高くなります。それがすぐに回避できないようであれば、**十分すぎるくらい車間距離をとる**ようにしましょう。特に、**足場や産業廃棄物などの車両**は気をつけましょう。



荷物の落下に注意しましょう !!



荷物を積載して走行しているときは、絶えず積荷を動かす力が働いており、**少しでも乱暴な運転（急加速、急減速、急ハンドル等）すれば、荷崩れを起こすことが少なくはありません。**

また荷物の中身によっては、**道路上に散乱させたりすると他の交通や環境、処理などに多大な影響を与える**ことがありますので、十分に注意が必要となります。**荷物を固定、固縛や養生、シートがけをしっかりと行いましょう。**

以前に千葉県袖ヶ浦市の国道において走行中のトラックが下りカーブを曲がったときに荷台のロープが緩み、薬品容器が落下し、積んでいた「水ガラス」と呼ばれる接着剤などに使用される水あめ上御隊の液体が道路上に広がったことで、後方を走行していたバイクが転倒して、運転手の50歳の男性が、腕などを打撲するけがを負うという事故に発展しました。



荷物を運んでいるときは、**荷崩れを起こさないような優しい運転を心がけて下さい。**
また平ボディ車両は積荷がなくともシートがけは必ず実施して下さい。



助手席に荷物を置くのは危険です！



数年前に横浜市保土ヶ谷区の国道1号線で、乗用車の運転者が助手席の荷物を取ろうとしてハンドル操作を誤って路線バスと衝突し、はすみでバスが縁石に乗り上げるという事故がありました。

幸い、乗用車の運転者とバスの乗客4名が軽いけがをしただけで済みましたが、**運転中に手を荷物に伸ばした**ことが原因です。

当社でも8年前に助手席に置いていた電卓がブレーキをかけたタイミングで床に落ち、それを拾おうとしたタイミングでハンドルが左側に動き、歩道に乗り上げ電信柱手前で何と止まる事故が発生しました。



このような**操作ミスだけでなく、減速した時助手席の荷物が落ちそうになってわき見をしたといった事故事例**もあります。また、配送などを行っている運転者は助手席に伝票が入ったカバンがあると、運転中について確認しなくなってわき見をする原因にもなります。運転に集中するためには、あらかじめ飲み物などドリンクホルダーなどに置いて前を見ながら取れるようにし、**荷物は後部座席や助手席の下、荷台など手の届かない場所に置くことが重要です。**



構内事故の過失責任をいしきめていますか？



牛乳配達、空箱回収業務を行っているC社配送センター構内で、夜間下請作業をしていた会社のフォークリフト運転者Aが、トラックの誘導をしていた別会社の誘導員B（55歳）の足にフォークリフトが乗り上げて大けがを負わせました。

過失責任割合

90%

10%

この構内事故の民事訴訟で、裁判所は**フォークリフト運転者の企業に対し90%の責任があると認定しました。**
(H25年5月 大阪地裁判決)



「フォークリフトの後方に司会を妨げる飲料の空箱等は置いておらず、ある程度の後方確認をすればBを発見することができたにもかかわらず、**漫然とフォークリフトをバックさせたAの過失が相対的に非常に大きい**」として、フォークリフト運転者側の過失割合を90%、誘導員（被害者）の過失割合を10%と認定します。

項目	金額	割合
人身傷害	4,525,744	
人身障害	42,038,472	
貨物損害	41,800,000	
損失総額	94,364,216	
損害賠償率90%	84,927,794	
合計	136,292,010	
損害賠償率10%	9,436,422	
損害賠償率10%	9,436,422	
損害賠償率10%	9,436,422	
合計（賠償）	145,728,432	
合計	145,728,432	

・駐車時の輪留め（2個）の徹底

・業務中のヘルメット着用

積込時、マニュアルの徹底